

横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則 Q & A (建築物関係)

凡例

法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
政令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
条例：横浜市福祉のまちづくり条例
規則：横浜市福祉のまちづくり条例施行規則

ご質問	回答
《施行について》	
条例と規則はいつ施行されるのですか。	施行日は、平成 26 年 1 月 1 日となります。
施行日前に事前協議や建築確認等の手続きをしたものについては、改正前の整備基準で建築しているのですか。	工事の着手日によって適用される整備基準が異なります。 平成 25 年 12 月 31 日以前⇒改正前の整備基準 平成 26 年 1 月 1 日以降⇒改正後の整備基準
「工事の着手」とは何ですか。	建築物の新築にあつては、「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留め工事」又は「根切り工事」に係る工事が着手された時点をいいます。 増築や改修等にあつては、その工事内容により異なりますので、事前に建築環境課にご相談ください。 なお、「地盤調査のための掘削」や「現場の整地」、「現場の仮囲い」等については、「工事の着手」に該当しません。
《手続きについて》	
施行日前に事前協議する場合は、改正後の整備基準と改正前の整備基準のどちらで協議することとなりますか。	工事の着手日によって異なります。 平成 25 年 12 月 31 日以前⇒改正前の整備基準 平成 26 年 1 月 1 日以降⇒改正後の整備基準
施行日前に建築確認申請をする場合は、新しい基準で審査できますか。	確認済証の交付が施行日前の場合は、改正前の整備基準で審査することとなりますので、建築確認の前に事前協議を行い、改正後の整備基準への適合性をチェックしていただきますようお願いいたします。 なお、確認済証の交付が施行日以降の場合は新しい基準で審査します。

ご質問	回答
<p>施行日前に建築確認済証の交付を受けましたが、工事着手が施行日以降になる場合、手続きは必要ですか。</p>	<p>工事の着手が施行日以降になるため、改正後の整備基準が適用されることとなります。このため、</p> <p>①改正後の整備基準で事前協議を行い、適合している場合 手続きは不要です。</p> <p>②上記(①)以外の場合 改正後の整備基準に適合する計画に変更する必要があり、手続きが必要となります。</p>
<p>建築確認が不要な 100 m²以下の用途変更や類似の用途間の用途変更等の場合、事前協議は不要ですか。</p>	<p>事前協議は必要です。</p>
<p>条例を統合した後も、事前協議は必要ですか。</p>	<p>事前協議は必要です。</p>
<p>事前協議を行えば、確認申請時に審査不要ですか。</p>	<p>建築確認においても審査・検査が必要となります。 なお、事前協議の結果、適合となれば、確認申請時に審査される建築物移動等円滑化基準にも適合することとなりますので、詳細については、建築確認の申請先にご確認ください。</p>
<p>事前協議はどこと行えばいいのですか。</p>	<p>横浜市建築局建築環境課建築環境係となります。 住所:横浜市中区相生町 3-56-1JNビル7F 電話:045-210-9928</p>
<p>建築確認はどこに出せばいいのですか。</p>	<p>横浜市の他、指定確認検査機関で確認を受けることができます。 横浜市の場合は、横浜市建築局建築審査課審査検査係となります。 住所:横浜市中区相生町 3-56-1JNビル7F 電話:[北部]045-210-9857 [南部]045-210-9930</p>
<p>施行日前に建築工事に着手し、施行日後に建築計画を変更する場合、手続きは必要ですか。</p>	<p>変更の内容によっては、福祉のまちづくり条例の変更協議が必要となる場合がありますので、建築環境課までご相談ください。 変更の確認申請が必要か否かは、確認を受けた指定確認検査機関又は建築審査課の窓口でご相談ください。 なお、施行日以前に工事に着手しているため、改正前の整備基準が適用されます。</p>
<p>《対象建築物について》</p>	
<p>事前協議の対象建築物は。</p>	<p>改正の規則別表第 1 をご確認ください。 「一般都市施設」の欄の建築物で、「指定施設」の欄の規模以上のものが対象となります。</p>

ご質問	回答
建築確認でバリアフリーが審査対象となる建築物は。	政令第 5 条及び条例第 19 条に掲げる建築物で、条例別表の(い)欄の規模以上(共同住宅・公共用歩廊は 2,000 ㎡以上、公衆便所(地方公共団体が設置しないもの)は 50 ㎡以上)のものが対象となります。
《対象行為について》	
事前協議の対象となるのは、どんな工事ですか。	新築、増築、改築、用途変更、大規模の修繕、大規模の模様替となります。
「大規模の修繕」とは、どんな工事ですか。	建築物の壁、柱、床、はり、屋根又は階段のうち※、一種類以上について、過半の修繕を行う工事をいいます。 ※ 構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除く。
「大規模の模様替」とは、どんな工事ですか。	建築物の壁、柱、床、はり、屋根又は階段のうち※、一種類以上について、過半の模様替を行う工事をいいます。 ※ 構造上重要でない間仕切壁、間柱等を除く。
建築確認でバリアフリーが審査対象となるのは、どんな工事ですか。	新築、増築、改築、用途変更となります。
《整備基準について》	
詳細な整備基準はどこで確認できますか。	http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/chifuku/fukumachi/jorei/kaisei/kisoku2013-7.html より、改正後の規則等が閲覧できます。
事前協議で求められる整備基準はどれですか。	指定施設整備基準(規則別表第 5)です。 なお、指定施設整備基準の適用は、用途と規模によって異なります。規則別表第 9 をご確認ください。
建築確認で審査対象となる整備基準はどれですか。	共同住宅以外については、政令と規則別表第 1 の 2 に規定する建築物移動等円滑化基準となります。 共同住宅については、政令と規則別表第 1 の 3 に規定する建築物移動等円滑化基準となります。
(旧)建築物バリアフリー条例に相当する部分についての相談窓口はどこですか。	建築局建築審査課になります。
改正後の整備基準に対応した『施設整備マニュアル』の改正版はありますか。	現在、作成を進めており、9月頃を目途に公表する予定です。